

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けに係る減免指針

(制 定) 平成 19 年 1 月 31 日

(一部改正) 平成 22 年 3 月 25 日

(一部改正) 平成 26 年 3 月 28 日

(一部改正) 平成 28 年 4 月 22 日

(一部改正) 平成 31 年 3 月 28 日

(一部改正) 令和 2 年 4 月 1 日

財産条例第 7 条第 4 項及び財産規則第 16 条の 3（財産条例第 10 条第 2 項（財産条例第 7 条の 2 において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政財産使用料（以下、「使用料」という。）又は普通財産貸付料若しくは行政財産貸付料（以下、「貸付料」という。）の全部又は一部を免除（以下、「減免」という。）するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の指針（以下、「本指針」という。）その他について次のとおり定めるものとする。

なお、使用許可相手方を公募方式等により選定するとき又は貸付契約相手方を一般競争入札により選定するときは、原則として、減免することができないものとする。

財産条例 7 条 4 項	財産規則 16 条の 3	条 文
1 号		国若しくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき
2 号		災害が発生した場合における応急措置の用に供するときその他財産管理者が特に必要と認めるとき
3 号 (前 2 号に定めるもののほか、公益上その他の事由により特に必要がある場合として財産管理者が定めるとき)	1 号	本市の指導監督を受け、本市の事務事業を補佐する団体において、当該補佐する事務事業の用に供するため使用するとき
	2 号	本市の重要な施策の実施に寄与すると認められるとき
	3 号	専ら本市の事業の用に供するための電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置しようとするとき
	4 号	前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき

※以下においては、次のとおり表記する。

- ・財産条例第 7 条第 4 項第 1 号 ⇒ 第 1 号
- ・財産条例第 7 条第 4 項第 2 号 ⇒ 第 2 号
- ・財産条例第 7 条第 4 項第 3 号及び財産規則第 16 条の 3 第 1 号 ⇒ 第 3－1 号
- ・財産条例第 7 条第 4 項第 3 号及び財産規則第 16 条の 3 第 2 号 ⇒ 第 3－2 号
- ・財産条例第 7 条第 4 項第 3 号及び財産規則第 16 条の 3 第 3 号 ⇒ 第 3－3 号

・財産条例第7条第4項第3号及び財産規則第16条の3第4号 ⇒ 第3－4号

第1 減免の取扱いについて

- 1 減免を受けようとする者からは、所定の事項を記載した減免申請書を提出させること。
ただし、更新の使用許可などで減免申請理由が簡潔に記載できる場合は使用許可申請書等に減免申請理由を記載させることで、減免申請書の別途の提出は省略させることができる。

2 第1号、第3－1号及び第3－2号の取扱いは以下の通りとする。

(1) 減免することができる使用許可相手方・貸付契約相手方区分の認定方法

使用許可相手方・貸付契約相手方を、別表1「相手方・指定用途区分別減免率基準表」のとおり分類し、減免することができる相手方は、同表左欄の第1類又は第2類とする。

(2) 減免することができる指定用途区分の認定方法

使用許可又は貸付けをする土地・施設の用途を別表1「相手方・指定用途区分減免率基準表」のとおり分類し、減免することができる用途は、同表上欄の第1種又は第2種とする。

(注) 指定用途区分を認定する際には次の点に留意し、事業主管局において総合的に判断し決定するものとし、その指定用途については事業名若しくは施設名を公開することによって、市民にその監視を求めながら、減免指針適用の適正性・公平性・透明性を図るものとする。

ア 減免することの必要性

長期に渡って使用料・貸付料を減免しているものについては、現時点においても明確な公共性・公益性が認められるか検証すること。

イ 減免することの妥当性

減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し、収益性のあるものについては、第1種に区分できないものとし、営利を目的とした用途については原則減免できないものとする。

ウ 減免することの有効性

国庫補助金又は本市補助金等事業における補助対象経費に対する補助率、本市の税制度における軽減措置等から総合的に勘案し、その用途の公共性・公益性を検証し、その度合いによって減免することの有効性を判断し、無償にしなければ

その用途の政策目的が達成できないものについてのみ第 1 種に区分するものとする。

エ 減免することの公平性

事業所管局により、同じ用途で指定用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本指針を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

(3) 減免率及び減免使用料又は減免貸付料の算定方法

ア 減免率

- (ア) 本市が減免する必要があると認めるものに限り、別表「相手方・指定用途区分別減免率基準表」に基づく減免率を上限として減免することができる。ただし、適正規模と認められる部分に限る。
- (イ) 公有財産は市民の貴重な財産であり、使用料・貸付料は、原則、有償であるべきであることから、減免率の適用にあたっては、減免率の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免率の削減に努めるものとする。

イ 減免使用料又は減免貸付料の算定方法

財産条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により算定した使用料（以下、「減免前使用料」という。）又は普通財産貸付料算定基準に基づき算定した貸付料（以下、「減免前貸付料」という。）に(3)アによる減免率を乗じたものを減免額とし、これを減免前使用料又は減免前貸付料から控除したものを減免使用料又は減免貸付料とする。

なお、減免前使用料又は減免前貸付料について、許可書発行時又は貸付契約締結時に相手方に説明すること。

（計算式）

減免使用料又は減免貸付料 = 減免前使用料又は減免前貸付料 − 減免額

減免額 = 減免前使用料又は減免前貸付料 × 減免率

（※）減免額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てること。

(4) 適正規模

減免使用料又は減免貸付料を適用することができる財産の規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積及び必ずしも必要ではないがあることが望ましいものであるときの規模面積とする。

(5) 使用許可期間・貸付期間

使用料等の減免の必要性・妥当性について毎年度検証を行うという観点から、使用料等を減免する場合の使用許可・貸付期間は、原則、1年を超えない期間とする。

(6) 減免チェックシートの作成

新たに減免を行う場合は、別紙2の「減免チェックシート」を作成すること。ただし、1ヵ月未満の期間を定めて使用許可、貸付けを行う場合又は別表2「減免チェックシート作成要否に係る分類表」の「減免チェックシートによる点検は不要とするもの」に該当する場合を除く。

3 以下の(1)～(4)については、減免することができる。なお、減免する財産の規模は2と同様とする。

- (1) 災害が発生した場合における応急措置の用に供するときその他財産管理者が特に必要と認めるとき（第2号）
- (2) 専ら本市の事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物（第3－3号）
- (3) 道路の占用物件と同様に取り扱う必要があるもの（第3－4号）
- (4) その他法令に基づき減免するもの

4 2及び3の定めにより難しい場合は、特別の事由を明確にするとともに、その決定に際しては、契約管財局及び財政局と協議を行った後、原則として市長決裁とすること。

第2 減免状況の公表及び減免の見直しについて

1 減免状況の公表

別紙1「行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況の公表に関する指針」に基づき、公表するものとする。

2 減免の見直し

既に減免を行なっている使用許可、貸付けについて、行政からの財政的支援にあたる場合には、原則として3年に1度、別紙2の「減免チェックシート」により次の事項に留意して減免の見直しが必要かどうか検証を行い、契約管財局に提出すること。ただし、別表2「減免チェックシート作成要否に係る分類表」において、「減免チェックシートによる点検は不要とするもの」に該当する場合は減免チェックシートの作成及び提出は不要とする。

(1) 見直しの基本的な視点

ア 社会経済情勢等の変化

本指針が求めている公共性・公益性、非収益性、本市事務事業との関連性の内容は、社会経済情勢等に応じて変化していくものであることに鑑み、現時点においても減免が本市政策の実現に寄与しているかどうか。

イ 公と民の役割分担

民間において成立している事業については民間に任せることを基本としている「市政改革プラン2.0（平成28年8月策定）」の考え方にに基づき、民間でできるものを本市が支援していないか。

(2) 事務所用途の減免見直しの視点

「公と民の役割分担において民間でできるもの」という視点で、事務所用途は、政策目的があいまいで団体のための便宜供与となっていないか検証するとともに、次の点に留意すること。

ア 団体として利益を上げている（賃料の支払能力がある）

→原則減免しない

イ 団体の維持管理に必要な事務

→原則減免しない

ウ 団体維持の必要性…本市の団体への関わり方（補助の程度の必要性）

→上記2点を含めて減免を判断

(3) 見直しにおける収益性の考え方

年度単位で収支状況を確認した結果、当該資産の利用等により得た収益から事業に要した費用を差し引いた利益が、直近3か年程度、費用の概ね2割を超えている事実が判明した場合は、減免の必要性及び減免率について検証を行うこと。ただし、事業の性質によっては2割を超えない残余利益がある場合であっても見直しを行うものとする。

収益及び費用は、当該資産の利用等により一般的に想定される収益及び費用とするが、具体的には次のようなものが考えられる。なお、収益及び費用にどのような項目を算入するかは、必要に応じて、施設や事業ごとに定めておくのが望ましい。

ア 収益

- (ア) 使用許可・貸付財産を収益することにより得られる地代、賃料その他の収入
- (イ) 使用許可・貸付財産から生ずる天然果実の販売に係る収入
- (ウ) (ア)及び(イ)の収入に係る金銭の運用によって生じた利子

イ 費用

- (ア) 人件費、事務費その他の一般管理費
- (イ) 維持修繕費及び機械器具費
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、使用許可・貸付財産の管理に要する費用

別表 1 相手方・指定用途区分別減免率基準表

指定用途区分 使用許可相手方・貸付契約相手方区分		第1種	第2種	第3種
		①施設整備又は経常的な業務運営に対し国庫補助金又は本市補助金等が交付されているもの(交付予定を含む。)の用途に供するとき ②本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途に供すると認められるとき		第1種及び第2種以外又は営利を目的とする用途
		本市事務事業と関連が極めて密接である場合又は本市施策における重要度が非常に高い場合	本市事務事業と関連が密接である場合又は本市施策における重要度が高い場合	
第1類	① 法人税法別表第1に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第2に掲げる「公益法人等」ただし、宗教法人を除く。 ③ ②に掲げるもの以外の一般財団法人・一般社団法人のうち、公益的事業費が原則、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの ④ 「特定非営利活動法人（NPO 法人）」 ⑤ 出資金に係る本市の出資比率が25%以上であり、かつ、その比率が最も大きい株式会社 ⑥ 「地縁による団体」 ⑦ 「人格のない社団等」 ただし、公共性・公益性を有すると本市が認定したものに限る。	100%	50%	0%
第2類	① 第1類に掲げるもの以外の一般財団法人及び一般社団法人 ② 第1類⑤に掲げるもの以外の株式会社（ただし、本市の出資する法人に限る。） ③ 法人税法別表第3に掲げる「協同組合等」	50%	0%	0%
第3類	個人・普通法人（第1類⑤又は第2類②に該当する普通法人を除く。）	0%	0%	0%

- (注1) 廃止前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条(国や独立行政法人等に対する寄附金等の支出禁止の規定)の趣旨に鑑み、国や独立行政法人等に対する行政財産使用料及び普通財産貸付料の減免は、慎重に行なうこと。なお、第1類①には、国を含むものとして取り扱うものとする。
- (注2) 一般財団法人及び一般社団法人の使用許可相手方・貸付契約相手方区分を認定する際には、定款又は寄付行為並びに決算書類若しくは事業状況報告書を提出させ、その収支状況、公益的事業費の比率等を確認するものとする。
- (注3) 指定用途区分を認定する際には、減免指針に掲げる4つの点(必要性、妥当性、有効性、公平性)に留意し、事業主管局において総合的に判断し決定するものとし、その指定用途については事業名若しくは施設名を公開することによって、市民にその監視を求めながら、減免指針適用の適正性・公平性・透明性を図るものとする。

減免チェックシートによる点検は不要とするもの

平成31年 3 月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	今後の方向性	チェックシート作成分類	分類理由
西淀川区役所	建設局	防災用無線設備	防災対策	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)
西淀川区役所	環境局	蒸気管敷設	大阪市立西淀川屋内プール運営	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)
市民局	各区役所(市民局)	集会所・会館	地域振興事業・地域コミュニティ育成事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業は、平成25年の区長会議で減免継続について承認(エ)
市民局	各区役所等(市民局・契約管財局)	地域コミュニティ関連用地(倉庫・広場等)	地域振興事業・地域コミュニティ育成事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業は、平成25年の区長会議で減免継続について承認(エ)
契約管財局	契約管財局	寝屋川護岸敷地用地(大阪府)	用地管理業務	100%	現行のまま減免を継続する	不要	府より交付を受けた土地でその後護岸敷となり、河川管理者である府が維持管理。(イ)
契約管財局 (健康局、環境局、消防局)	契約管財局	鉄道高架軌道施設敷地(阪神電気鉄道㈱)	消防署等用地管理業務	100%	現行のまま減免を継続する	不要	行政財産は地上権設定等ができないため、通行権利金(地上権相当額)の納付を受け、代わりに使用料を無償とする協定を締結。(ア)
契約管財局	経済戦略局 教育委員会事務局	広場(西日本電信電話㈱)	難波宮史跡保存事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	史跡地区指定にかかる用地整理の一環で、用地買収完了までの間、交換用地を無償とする協定を締結。(イ)
福祉局	各区役所・福祉局	老人憩の家	高齢者施策事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業は、平成25年の区長会議で減免継続について承認(エ)
福祉局	福祉局	無料低額宿泊所(生活ケアセンター)	あいりん対策事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	ケアセンター事業については本市の委託事業。(ウ)
健康局	健康局	道路・通路	桃山健康づくりゾーン整備事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	地域住民が使用する通路等の維持管理を条件に無償としている。(イ)
健康局	健康局	傾斜地管理	記念碑及び傾斜地の維持管理	100%	現行のまま減免を継続する	不要	傾斜地等の維持管理を条件に無償としている。(イ)
こども青少年局	こども青少年局	砂防ダム(大阪府八尾土木事務所)	用地管理業務	100%	現行のまま減免を継続する	不要	府への用地売却時まで、府による維持管理を条件に無償としている。(イ)
こども青少年局 (福祉局)	こども青少年局	青少年野外活動センター	青少年野外活動事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	他の自治体との行政協定により、本市設置の公の施設と実質的に同一の機能・便益を享受している。(エ)
環境局	環境局	通路(豊中市立第17中学校通学路)	霊園管理業務	100%	現行のまま減免を継続する	不要	服部霊園外周道路の一部を通学路として供与しており、維持管理を条件に無償としている。(イ)
環境局	環境局	公共水路(八尾工場内)	ごみ処理事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	用地取得時からある敷地内水路であり、八尾市による維持管理を条件に無償としている。(イ)
都市整備局	市民局	防犯カメラ	子どものための見守りカメラ事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)
都市整備局	東淀川区役所	防災かまどベンチ(上新庄住宅)	地域振興活動	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)

減免チェックシートによる点検は不要とするもの

平成31年 3 月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	今後の方向性	チェックシート作成分類	分類理由
都市整備局	都市整備局	アーケード(長吉銀座商店街振興組合)	市営住宅の用地管理に関わる事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	現況道路部分に設置されており、道路占用の取扱いに準じる必要がある(エ)
都市整備局	各区役所(市民局)	防犯活動拠点、駐車場	地域防犯関係事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)
建設局	建設局	記念碑(大阪府立夕陽丘高等学校)	土地先行取得事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	公園用地として、先行買収した土地の一部であり、整備後は公園条例により減免されることから同様の取扱いとしている。(エ)
建設局	建設局	児童遊園	地域振興事業・地域コミュニティ育成事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業は、平成25年の区長会議で減免継続について承認(エ)
建設局	建設局	広場(湊町地区開発協議会)	湊町地区開発事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	協定により一般の通行者に利用され維持管理されている。(イ)
建設局	建設局	EVからホームへの接道(西日本旅客鉄道㈱)	道路事業(道路占用料条例第3条第1項第2号)	100%	現行のまま減免を継続する	不要	現況道路部分に設置されており、道路占用の取扱いに準じる必要がある(エ)
建設局	建設局	道路反射鏡	道路事業(道路法第39条)	100%	現行のまま減免を継続する	不要	現況道路部分に設置されており、道路法の取扱いに準じる必要がある(エ)
建設局	建設局	アーケード(西天銀座商店街)	道路事業(道路占用料条例第3条第1項第4号)	100%	現行のまま減免を継続する	不要	認定道路区間と一体で設置されており、道路占用の取扱いに準じる必要がある(エ)
建設局	環境局	事務所	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター(IETC)の活動支援	100%	現行のまま減免を継続する	不要	国際機関と覚書を締結し、その内容を遵守する必要があるため(エ)
港湾局	港湾局	阪神高速道路上空占用((独)日本高速道路保有・債務返済機構)	高速道路事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	道路整備特別措置法により建設にかかる債務の完済後は本市に帰属することから無償としている。(エ)
港湾局	港湾局	ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア海浜緑地)	ペDESTリアンデッキネットワークの形成事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	地域全体の歩行者の安全、利便性の向上のためマンションの管理組合で維持管理。(イ)
港湾局	港湾局	南港Q地区荷さばき地	港湾事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	施設使用料を徴収しており、実質有償である(エ)
教育委員会事務局	教育委員会事務局	防犯カメラ	児童生徒及び地域の防犯事業	100%	現行のまま減免を継続する	不要	コミュニティ関連事業に準じて取り扱うもの(エ)
教育委員会事務局	教育委員会事務局	フードバンク施設(認定NPO法人ふーどばんくO SAKA)	未利用施設(普通財産)の有効活用	100%	現行のまま減免を継続する	不要	物件の維持管理経費を負担させており、実質有償である(エ)

※上記のほか、以下に該当する減免はチェックシートの作成を不要とする。

- ・警察法附則第13項による貸付け
- ・財産条例第7条第3項第2号に該当するもの
(令和2年4月1日の改正条例施行後は第7条第4項第2号)
- ・財産規則第16条の3第3号に該当するもの

※分類理由の記号の内容

(ア) 権利設定の際に、一括して対価を受領しているケース

(イ) 物件の管理を相手方において行わせるため、使用料等を徴収していないケース

(ウ) 使用許可等により、本市委託事業の履行場所を提供しているケース

(エ) 法令その他の理由で無償にすることが適切であるケース

引き続き減免チェックシートによる点検を行うもの

平成31年 3月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	減免基準上の分類	今後の方向性	チェックシート作成分類
各区役所	各区(こども青少年局)	小規模保育事業所	待機児童対策	施設により異なる	市長決裁等による	現行のまま減免を継続する	必要
東住吉区役所	東住吉区役所	生活福祉資金にかかる相談受付窓口の用	生活福祉資金貸付事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
人事室	人事室	福利厚生施設(ヴィアール大阪)	職員福利厚生事業	100%	市長決裁等による	現行のまま減免を継続する	必要
経済戦略局	経済戦略局	博物館(大阪商工会議所)大阪産業創造館内	産業振興施策	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
経済戦略局	経済戦略局	学校施設(理学部附属植物園)	公立大学法人大阪市立大学事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
経済戦略局	経済戦略局	国際学校(大阪YMCAインターナショナルスクール)	国際学校及び国際交流推進事業	100%	政策会議決定による	現行のまま減免を継続する	必要
経済戦略局	経済戦略局	国立文楽劇場(独立行政法人日本芸術文化振興会)	文化振興事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
経済戦略局	経済戦略局	大学と連携した人材育成中核拠点(NPO大学コンソーシアム大阪)	大学と連携した人材育成中核拠点機能の運営	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
中央卸売市場	中央卸売市場	宣言塔(大阪福島納税貯蓄組合連合会)	中央卸売市場事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
都市計画局	都市計画局	複合交通センター・交通広場(OCAT)	拠点開発促進事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
都市計画局	都市計画局	多目的ドーム(京セラドーム大阪)	拠点開発促進事業	56.25～18.75%	市長決裁等による	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	その他高齢者福祉施設(シルバー人材センター)	高齢者施策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	在宅サービスセンター・ステーション(区在宅サービスセンター)	高齢者施策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要

引き続き減免チェックシートによる点検を行うもの

平成31年 3月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	減免基準上の分類	今後の方向性	チェックシート作成分類
福祉局	福祉局	その他高齢者福祉施設(軽費老人ホーム)	高齢者施策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	特別養護老人ホーム	高齢者施策事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	無料低額診療施設(大阪社会医療センター)	あいりん対策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	事務所(社会福祉センター)	社会福祉事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	こども青少年局	事務所(社会福祉センター)	社会福祉事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	共同浴場	公衆衛生施策事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	障がい者福祉施設	障がい福祉事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	障がい福祉施設(障がい者職業指導センター・職業リハビリテーションセンター)	障がい者施策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	障がい者福祉施設(障がい者グループホーム)	障がい者施策事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
福祉局	福祉局	売店・店舗等	障がい者自立支援事業・身体障がい者福祉事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
健康局	健康局	看護専門学校	看護師充足養成事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
健康局	健康局	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の事業用地	地方衛生研究所業務	100%	市長決裁等による	現行のまま減免を継続する	必要
こども青少年局	こども青少年局	その他児童福祉施設	大阪市病児・病後児保育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要

引き続き減免チェックシートによる点検を行うもの

平成31年 3月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	減免基準上の分類	今後の方向性	チェックシート作成分類
こども青少年局	こども青少年局	その他児童福祉施設	児童福祉施策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
こども青少年局	こども青少年局	学校施設(幼稚園昼食実行委員会)	幼児教育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
こども青少年局	こども青少年局	保育所	社会福祉法に基づく保育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
こども青少年局	こども青少年局	保育所(民間移管)	児童福祉法に基づく保育事業	100%	市長決裁等による	現行のまま減免を継続する	必要
環境局	環境局	航空機騒音測定器(共同利用施設)	航空機騒音規制業務	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
環境局	環境局	非常災害時における資器材保管用倉庫(小林斎場・瓜破霊園)	大阪市埋火葬事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
環境局	経済戦略局	農園(瓜破霊園内)	都市農業施策	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
都市整備局	都市整備局	賃貸住宅(大阪市住宅供給公社)	住宅施策	50%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
都市整備局	福祉局	障がい者福祉施設付帯駐車場(社会福祉法人ライフサポート協会)	障がい福祉事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
都市整備局	都市整備局	活動拠点施設(NPO法人、社会福祉法人等)	市営住宅のコミュニティ活性化事業	50%	第1類・第2種	現行のまま減免を継続する	必要
建設局	建設局	水防倉庫、事務所(淀川左岸水防事務組合)、無線基地局	水防	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
建設局	建設局	倉庫(市岡緑陰道路愛護会外)	道路事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
建設局	危機管理室	観測施設(国立研究開発法人産業技術総合研究所)	危機管理業務	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要

引き続き減免チェックシートによる点検を行うもの

平成31年 3月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	減免基準上の分類	今後の方向性	チェックシート作成分類
建設局	環境局	事務所	なにわエコ会議による地球温暖化防止対策	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	水防施設(大阪府西大阪治水事務所)	防災等市民の安全・安心にかかわる事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	教育訓練施設(鶴浜埋立用地)	港湾労働者の育成	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	会館・港湾関係車両施設((財)大阪港湾福利厚生協会)	港湾労働者福利厚生事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	経済戦略局	多目的ホール・展示場等(ATC)	公共的施設運営事業	50%	第2類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	警察施設(住之江警察署)	用地管理業務	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	クレーンの設置	港湾区域内の水域の秩序の維持	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
港湾局	港湾局	大阪港咲州トンネル警察活動用無線中継基地局設置(近畿管区警察局大阪府情報通信部)	代行臨港道路(大阪港咲州トンネル)事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
消防局	消防局	震度計(大阪府)	震災対策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	学校売店・食堂	学校教育事業	100%	第3類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	幼稚園(北恩加島幼稚園)	幼稚園教育行政	50%	第1類・第2種	減免率を見直した上で継続する(見直し予定時期 令和6年4月)	必要
教育委員会事務局	危機管理室	地震観測装置(関西地震観測研究協議会)	地域防災計画事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	危機管理室	浸水対策用地下調節池	浸水対策	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要

引き続き減免チェックシートによる点検を行うもの

平成31年 3月31日時点

土地建物所管局名	事業主管局名	使用許可・貸付用途	前提となっている本市施策・事務事業	現行減免率	減免基準上の分類	今後の方向性	チェックシート作成分類
教育委員会事務局	危機管理室	地震計	震災対策事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	建設局	街区基準点・三等三角点	測量事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	事務所(大阪市立小学校校長会)もと今宮小学校	学校教育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	事務所(大阪市立中学校校長会)もと今宮小学校	学校教育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	事務所(大阪市立幼稚園長会)もと今宮小学校	学校教育事業	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要
教育委員会事務局	教育委員会事務局	大阪国際平和センター	大阪国際平和センター運営費補助	100%	第1類・第1種	現行のまま減免を継続する	必要

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況の公表に関する指針

1 目的

この指針は、行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況を公表することにより、減免による支援の程度について説明責任を果たし、市有不動産使用に係る透明性・公平性を高めることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政財産目的外使用許可等 行政財産の目的外使用許可及び貸付けをいう。
- (2) 局長等 財産規則第2条（昭和39年4月1日規則第17号）に規定する局長等をいう。

3 減免状況の公表

局長等は、毎年3月31日現在の当該局等において行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況について、6月30日までに次に掲げる事項について公表する。

- (1) 使用許可・貸付の種別
- (2) 土地・建物の種別
- (3) 財産名称
- (4) 所在地
- (5) 使用許可・貸付用途
- (6) 使用許可・貸付面積
- (7) 使用者
- (8) 減免率
- (9) 現行使用料・貸付料（年額）
- (10) 減免前使用料・貸付料（年額）※参考金額含む
- (11) 減免理由

4 局等における検証

局長等は、毎年度、当該局等において行っている行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けの減免について、利用用途の公共性・公益性の変化等により、行政としての支援の必要性が低下している場合には、使用料等の減免の必要性・妥当性について再度検証し減免率の削減に努めるものとする。

5 公表の方法

3の規定による公表は、別記様式第1による行政財産目的外使用料等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表を局等のホームページに掲載するものとする。

行政財産目的外使用許可等・普通財産貸付けにおける減免状況一覧表

(局・室・区)

令和 年 月 日現在

使用許可・貸付	土地・建物	財産名称	所在地			使用許可・貸付用途	使用許可・貸付面積 (㎡)	使用者	減免率 (%)	現行使用料・貸付料 (年額)	減免前使用料・貸付料 (年額) ※参考金額含む	減免理由
			区 (市)	町丁目	地番							

※無償(減免率100%)の物件については、減免前使用料・貸付料(年額)欄に、仮に試算した参考金額を記載しており、実際の使用料・貸付料とは異なります。

※専ら本市の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物、施設及び定額物件は除きます。

減免チェックシート

番号		作成月		年 月	
1 事業主管局名		2 土地所管区・局名			
3 使用許可・貸付用途					
4 前提となっている本市施策・事務事業					
5 減免率		6 減免指針上の分類			
指定用途に 本市行政との 関連で公共性・ 公益性を認める 理由	減免の 必要性	7 減免することにより目指す 本市行政〔事務事業・施策〕 上の政策目的			
		8 政策目的の具体的な到達 点			
		9 減免終了見込時期 (＝目的達成予定時期)	☐ 政策目的の達成により減免終了(年度見込み) ☐ 政策目的が継続する限り減免が必要		
	減免の 妥当性	10 指定用途の収益性はど うか	☐ 収益性なし ☐ 収益性の程度小 ☐ 収益性の程度大		
		11 政策目的が他の手段 (補助金等)により達成され ていないか	☐ 達成されている ☐ 達成されていない ☐ 他の手段(補助金等)がない		
	減免の 有効性	12 他の財政支援よりも減免 することが有効である理由			
		13 これまでの目的達成状 況(新規の場合を除く)			
		14 今後の目的達成見込み	☐ 十分効果が期待できる ☐ 効果に疑問がある		
減免の 公平性	15 減免率に同じ用途で差 異が生じていないか (生じている場合はその理 由及び基準)	☐ 生じていない ☐ 生じている 生じている場合の理由及び基準 ()			
16 減免をしない場合に想定される問題 点					
17 今後の方向性(新規の場合を除く)		☐ 現行のまま減免を継続する ☐ 減免率を見直した上で継続する (見直し予定時期 年 月)			
		☐ 減免を廃止する ☐ 減免を廃止し補助金に変更する ☐ 許可・貸付けを廃止する	廃止時期 ☐ 現在の契約期間終了後 ☐ 年 月		

減免チェックシート【記載例】

番号	1
----	---

作成月	平成31年3月
-----	---------

1 事業主管局名		〇〇局	2 土地所管区・局名	各区役所	
3 使用許可・貸付用途		〇〇施設			
4 前提となっている本市施策・事務事業		〇〇事業			
5 減免率		100%	6 減免指針上の分類	第1類・第1種	
指定用途に 本市行政との 関連で公共性・ 公益性を認める理 由	減免の 必要性	7 減免することにより目指す 本市行政〔事務事業・施策〕 上の政策目的	施設を無償で提供することにより、地域コミュニティ育成の場として活用してもらうため		
		8 政策目的の具体的な到達点	コミュニティ育成の場所の提供による結果、活発に地域交流が行われるなど、利用率も高い状態		
		9 減免終了見込時期 (＝目的達成予定時期)	☐ 政策目的の達成により減免終了(年度見込み) ☒ 政策目的が継続する限り減免が必要		
	減免の 妥当性	10 指定用途の収益性はどうか	☒ 収益性なし ☐ 収益性の程度小 ☐ 収益性の程度大		
		減免の 有効性	11 政策目的が他の手段 (補助金等)により達成されて いないか	☐ 達成されている ☒ 達成されていない ☐ 他の手段(補助金等)がない	
			12 他の財政支援よりも減免 することが有効である理由	補助金による施設の設置と本市の土地を提供する枠組となっているため、当初から減免が前提の事業であること、また補助金を支出して使用料を徴収することは事務手続きの効率化の観点からそぐわないこと	
	13 これまでの目的達成状況 (新規の場合を除く)		地域活動の活性化に向け、コミュニティづくりをはじめ多彩な事業の拠点となっており、一定の効果をあげている		
	減免の 公平性	14 今後の目的達成見込み	☒ 十分効果が期待できる ☐ 効果に疑問がある		
		15 減免率に同じ用途で差異が生じていないか (生じている場合はその理由 及び基準)	☒ 生じていない ☐ 生じている 生じている場合の理由及び基準 		
	16 減免をしない場合に想定される問題点		賃料負担が困難なことから、撤退となれば地域コミュニティの拠点が失われることになりかねない		
17 今後の方向性(新規の場合を除く)		☒ 現行のまま減免を継続する ☐ 減免率を見直した上で継続する (見直し予定時期 年 月)			
		☐ 減免を廃止する ☐ 減免を廃止し補助金に変更する ☐ 許可・貸付けを廃止する	廃止時期 ☐ 現在の契約期間終了後 ☐ 年 月		